

神奈川県行政書士会緑支部報酬及び日当に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、神奈川県行政書士会緑支部（以下「本支部」という。）規則第14条及び第42条の規定に基づき、次の事項を定める。

(報酬)

第2条 本支部規則第9条に規定される役員（以下「役員」という。）に対して支給される報酬の金額は、別表1（報酬）によるものとする。

(日当支給の対象業務)

第3条 本支部の行う、次の業務に出席または従事した役員、会員に対して、日当を支給することができる。

- 1 本支部規則第28条に定める役員会
- 2 本支部規則第4条に基づく業務
- 3 本支部規則第16条第3項に基づくワーキンググループ
- 4 本支部規則第32条第1項に基づく選挙管理委員会、同第2項により設置された委員会
- 5 区役所相談や街頭無料相談会等

(支給される日当の金額)

第4条 前条及び本支部規則第42条の規定により支給される金額は、別表2（日当）によるものとする。

(日当支給の時期)

第5条 日当は、支部長が適当と認める時期に支給することができる。

(顧問の日当)

第6条 本支部支部長の求めにより、顧問が本支部役員会に出席したときは、別表2（日当）に基づき日当を支給するものとする。

附則

この細則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この細則は、平成28年度定時総会における神奈川県行政書士会緑支部報酬及び日当に関する細則に関する細則 別表2（日当）の一部改正の承認を経て、平成28年4月1日より施行する。

神奈川県行政書士会緑支部報酬及び日当に関する細則

平成 28 年 5 月

別表

別表 1 (報酬)

| 金額 | 備考 |
|------------|---|
| 50,000 円/年 | |
| 20,000 円/年 | 支部長が欠けたときに支部長の職務を行う副支部長には、別途 30,000 円/年を支給する。 |

別表 2 (日当)

| 金額 | 備考 |
|------------------------|--------|
| 1,500 円/回 | |
| 1,500 円/回 | |
| 5,000 円/回 1,500 円/回 | |
| 3,000 円/回 | 4 時間未満 |
| 4,000 円/回 | 4 時間以上 |